

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和2年8月25日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 大島令子 ⑩

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
	<p>紆余曲折している古民家事業について</p> <p>古民家は平成29年3月に作成された「古戦場公園再整備基本計画」で、「歴史民俗体験施設」は「鳥居造り民家を移築し、必要な改修を行い、長久手の歴史民俗展示・集会・体験学習・休憩施設として利用する。」となっている。</p> <p>また平成30年度は古民家を移築し国登録有形文化財への指定を目指し、平成30年1月29日に古民家建物の寄附手続きが完了した。</p> <p>1 その後移設には約1億円かかるなどの理由により「現地保存活用」に方針を変更し「応急的な修繕」として919万4,000円を令和元年度に支出した。しかし傷みが激しいということから国登録有形文化財への申請を断念し、現在は鳥居建ての柱6本だけを古戦場歴史体験施設に使用するという。今年度予算の歴史民俗体験施設等基本設計委託885万5,000円は上半期が過ぎようとしているが未執行の状態で宙に浮いた状況である。そこで以下質問する。</p> <p>(1) 一目で「負の価値」とわかる老朽家屋を古民家として</p>	

	<p>の希少価値があると認定した根拠は何か。</p> <p>(2) 古民家の寄附を受けた契約書（寄附申出・受納通知書）に「古民家の保存及び活用に利用します」と付帯条件がある。これは、契約の目的に従うことを求める「信託契約」にあたりと考えられ地方自治法第96条第1項第7号により議会の議決が必要だが議会の議決を経ていない。このためこの契約は無効ではないかと疑義が生じるがどうか。</p> <p>(3) この古民家には通常の維持管理に係る費用を越えて修繕費が支出されている。また「古民家の保存及び活用に利用する」という「付帯条件」をつけて家屋を寄付することに対して土地の固定資産税を免除するという「反対給付」を行っている。これは地方自治法第96条第1項第9号の「負担付きの寄附」に該当すると考えられ、議会の議決が必要だが議会の議決を経ていないためこの契約は無効ではないかという疑義が生じるがどうか。</p> <p>(4) 寄附採納の時点で、通常の維持管理を超える必要があることが分からなかったとするなら、「寄附採納事務取扱規程」第3条（寄附採納事務の基本）に従って事務処理されていなかったという重大な過失である。また平成25年度の鳥居建て古民家調査業務委託においても古民家の状態が移築に耐えうるものかどうか、あるいは総合的な文化財的価値を判断するための適切な分析評価において瑕疵が生じていたという過失がある。</p> <p>これらの過失により令和元年度までに使用した総経費約1,386万円は無駄な支出となるが、誰が責任を負うのか。</p> <p>(5) 「古民家の保存及び活用に利用する」という本来の利用方法が変更になった。結果として利用価値は少なく、(2)(3)で指摘したように契約は無効ではないかという疑義が生じている。固定資産税の減免は溯って取り消すべきと考えるがどうか。また解体撤去費の支出も不当でありこの経費を支出するのか、ならばいくらになるのか、あるいは支出を正当とする根拠はどこにあるのか伺う。</p> <p>(6) 決算審査意見書において、監査委員からも「まずは一旦全てを白紙にもどし・・・」と、返還も検討すべきであると解釈できる意見が附されている。無効の疑義が生</p>	
--	--	--

	<p>じている契約であることから返還しなければならないものとするがどうか伺う。</p>	
<p>2</p>	<p>長久手市観光交流協会等の外郭団体について</p> <p>(1) 長久手市観光交流協会は平成31年4月1日をもって法人化し「一般社団法人」となった。法人化したことにより市の委託事業等法人名での契約が可能となるが、リニモテラス公益施設の指定管理者にも応募が可能となるのか。</p> <p>(2) 任意団体時は市からの補助金約1,877万円が歳入の約80%を占めており、また収支決算書も公開されている。このように市の補助金や委託事業が収益の大半を占める団体となる可能性が大きい。そうであるならば財務関係書類やその他の書類を公開するだけでなく、市の監督指導が必要と考えるがどうか。</p> <p>どのような制度と方法により監督指導していくのか伺う。</p> <p>(3) 市には外郭団体等がいくつあるか。これらの団体に職員が出向や兼業などにより無報酬で理事等役員に就任しているが何名か。また、退職後にこれらの団体に、いわゆる「天下り」している者は何名いるか。</p> <p>(4) これらの外郭団体等に現職の職員が兼業等で在籍している場合、仮に契約や補助金等支出の関係があると、実質的には双方代理（補助金を出す方と受け取る方の当事者が同一人物）のような利益相反関係になる。利益相反とならないように、どのような兼業基準を定め、具体的にどのような措置を取っているか伺う。</p>	